

弁護士費用
どうしよう...



万一、
敗訴の場合、
赤字になる!?

『アテラ』があなたの

弁護士費用をお支払いします!

裁判などに負けてしまったときには

『アテラ』への精算は不要

支払いは請求によってお金が得られたときだけ

**お気軽にお問い合わせください**\\ お電話の際は「リーフレットを見た」とお伝えください。/
弁護士費用提供・補償サービス『アテラ』サポートセンター**0120-268-054**

営業時間：10時～19時(土・日・祝祭日を除く)

[提供会社] ATE 株式会社 [代表取締役] 南谷泰史 (弁護士)

※『アテラ』は、トラブル発生後に弁護士費用の提供・補償を行う弁護士費用保険類似のサービスです。

メリット①**費用のご提供**請求に必要な弁護士費用・その他の費用の
支払いのための資金を『アテラ』がご提供します。**ご対象となる案件**

以下の ① ② の両方を満たす案件

- ① 100万円以上のお金・不動産等の
請求をする
- ② 20万円以上の弁護士費用・
その他の費用がかかる

※上記を満たしても、『アテラ』をご提供できない案件もございます。
詳細はお電話等でお問い合わせください。**対象費用**弁護士
費用

着手金、タイムチャージ

その他
の費用実費(裁判所の印紙代、切手代等)、
弁護士の日当・交通費、医療鑑定の
鑑定費用等※上記以外の費用もご提供可能です。
※示談交渉、調停、訴訟、執行、保全等の手続でも利用できます。
※ご提供可能額：最低20万円～1,000万円**ご精算は、案件が終了して
相手から支払いがあったときに行います。
月々のお支払いは一切ございません。**

※ご精算の詳細については、見開きページをご確認ください。

※ご利用には請求内容に関する審査がございます。
(お客様の収入に関する審査ではございません。)

START

トラブル解決を弁護士に依頼する？

いいえ

請求を諦め、泣き寝入り
得られる可能性のあるお金が得られない



はい

弁護士費用はどうする？

自分で払う

勝って、相手から支払いが得られたとき

勝ってお金を回収できれば、収支はプラス

負けたり、支払いが得られないとき

万が一、裁判に負けたり、相手から支払いが得られないと、お客様が支払った着手金等は、通常戻ってこないため、

弁護士費用の分、損をする

お金を請求する裁判をした人のうち、5人に1人が全面敗訴しています。

※2024年司法統計の地方裁判所での認容率78%（判決前の和解は含まない）

- 自分の主張を裏付ける客観的で確かな証拠がなく、裁判所が自分の主張を認めてくれなかった
- 相手も弁護士をつけてきて、相手から予想外の反論・証拠が出てきた

勝訴しても、相手から支払いを得られない人も多くいます。

- 相手が行方をくらませた
- 相手に財産を隠された
- 相手が無収入・無資産だった
- 相手の事業が上手くいかず倒産した

※相手の家族に資産があっても、本人に収入・資産がないと強制的に支払わせることはできません。



アテラを利用する

勝って、相手から支払いが得られたとき

勝ってお金を回収できたときは、収支はプラス

相手の支払いの中から、アテラ補償料（サービス利用料）のご精算をお願いします。 ※その他には、お支払いはございません。

負けたり、支払いが得られないとき

万が一、裁判に負けたり、相手から支払いが得られないときは、

『アテラ』へのご精算・お支払いは一切不要！



お客さまが弁護士費用の分、損をすることはありません。



損失（赤字）はアテラが引き受けます（補償）。

※相手から支払われた額が少額の場合でも、「相手から支払われた額」以上の金額をお支払いいただくことはありません。

お客様の
お支払いについて

勝訴・和解し、相手から支払いがあったときのみ、相手の支払いの中からアテラ補償料のお支払いをいただきます。

アテラ補償料は、「敗訴や支払いが得られないときのお客様の損失」を補償する代わりにいただくもので、金額は審査後に決まります（ご提供額の2～3倍。相続案件では1.3倍～）。

STEP 1 お問い合わせ

お客様から直接サポートセンターにお問い合わせください。
サービスのご説明(約15分)を行います。

- 「利用対象かどうか」のお問い合わせも歓迎しております。
- 弁護士に依頼するかを検討中のお客様も、お気軽にお問い合わせください。お問い合わせがあったことは、弁護士への依頼をお決めになった後に、『アテラ』から弁護士に伝えます。

※お問い合わせ=審査申込や契約ではございません。

STEP2~は
となりのページをご覧ください
.....



STEP 2 審査申込&ヒアリング

『アテラ』ご利用の意思がある場合、審査をお申し込みください。お電話でトラブル内容のヒアリングを行います。

- ※ 審査には費用は発生しません。
- ※ ご請求に関する審査です。お客様の収入に関する審査ではございません。
- ※ ヒアリング内容や頂いた資料は、『アテラ』の審査でのみ利用します。勤務先等の第三者には伝わりません。

STEP 3 資料提供 & 審査

ご請求やトラブルの内容に関する資料(証拠)をご提供いただきます。その後に審査を行います。
審査期間は通常2週間程度(複雑な事案の場合3~4週間)

STEP 4 審査結果通知

ご契約前に、お電話で契約内容に関する重要事項の説明を行います。
ご納得いただきましたら、ご契約ください。

STEP 5 ご契約&弁護士に依頼

当社とお客様のご契約、お客さまと弁護士の契約が完了しましたら、当社から弁護士事務所に弁護士費用をお振込みします。



お客様の声 1

30代 女性

どうしても相手方にお金の請求をしたかったのですが、金銭面で余裕がなかったため『アテラ』さんの審査を申し込みました。
請求中も『アテラ』さんを利用していただのおかげで、「負けても損はしない。上手いけばお金も入ってくる」と考えることができ、気持ちの面でも、とても楽になりました。ありがとうございました!



お客様の声 2

50代 男性

弁護士からも負けるリスクがある事案だと聞いていたので、弁護士に依頼することを躊躇していました。そのような折に『アテラ』のウェブサイトを見出し、問い合わせをしました。
泣き寝入りをする寸前でしたが、『アテラ』を利用できたおかげで、お金の心配をせずに弁護士に依頼することができました!

＼お気軽にお電話ください!／

お問い合わせ先

「リーフレットを見た」とお伝えいただくとスムーズです



『アテラ』サポートセンター

☎0120-268-054

Email: ate@legalnetwork.jp

営業時間: 10時~19時(土・日・祝祭日を除く)

LINE



ウェブサイト

サービス内容を説明したマンガもあります!



[提供会社] ATE 株式会社
[所在地] 東京都港区南青山 2-4-15 天翔南青山ビル 4階 S415号室
[代表取締役] 南谷 泰史 (弁護士)

メディア掲載実績

朝日新聞 毎日新聞社 日本経済新聞

LINE NEWS

YAHOO! JAPAN ニュース